

フランス革命期の国王裁判における法的側面

石井 三 記

- 一 政治裁判としての国王裁判
- 二 裁判の場としての議会
- 三 議会での被告人尋問と弁護人の選任
- 四 ド・セーズの弁論
- 五 票決の結果

一 政治裁判としての国王裁判

フランス革命はいったん一七九一年憲法により立憲君主制を正式に採用するが、およそ一年後、九二年八月一日の蜂起を経て、九月から共和制に移行する。議会の名称も英語の Convention からとって国民公会とし、議員は

八月末から九月にかけて、選挙権の納税要件を廃止した男子普通選挙で選ばれている。

この国民公会に重くのしかかった問題が、パリの蜂起コミューンの監視下、タンブル塔に拘束中の国王をどう取り扱うかであった。最終的には国民公会で国王（正確には前国王だが）にたいする裁判は開かれ、翌九三年一月、議員各自の指名点呼による意見表明をもって罪責および刑の判決は下され、同様に上訴や刑の延期もしりぞけられて、名前もルイ・カペーとされたルイ一六世は一月二一日、ギロチンで処刑されたのであった。

この国王裁判が政治裁判であることはほぼ異論の余地がないように思われる。古代から一九九〇年までの政治裁判を二〇〇近く集めた事典形式の書物では、文句なく、一八世紀を代表する政治裁判に選ばれている。⁽¹⁾

またフランス革命史研究の遅塚忠躬氏による国王裁判にかんする周到かつ明快な研究でも、「裁判は、もとより法律にもとづくことを前提にしている。法律にもとづかず、政治上の必要から裁判が行なわれるとき、それは政治裁判と呼ばなければならない」とされ、⁽²⁾この点は、その後出された同氏の書物においても、「国王ルイ一六世は、（中略）通常の裁判所によってではなく、当時の議会である国民公会によって裁かれることになりました。（中略）ルイ一六世の裁判は、法律に基づかない政治裁判でした」と述べられることになる。⁽³⁾以上から、さしあたり、遅塚氏の「政治裁判」ということばの用法のポイントが「法律に基づかない」点にあることが確認できるだろう。もちろん、氏の力点は「政治裁判」の概念をめぐるスコラの議論などにあるのではなく、国王を「法律に基づかない政治裁判」によって処刑したことの世界的な意味、すなわち国王裁判・国王処刑が結果的にその後の恐怖政治に道を開くことになったのではないか、との主張にあると思われる。⁽⁴⁾

国王裁判を取り扱った研究ではないが、シユクラーはその著『リーガリズム』の「政治裁判」の章において、政治裁判とは結局、「政敵を排除しようとする裁判」のことであると、政治裁判のすべてではないが、ほとんどを

特徴づけているのが合法性原理の蔑視であり、古典的な政治裁判モデルとは「裁判官が訴追に盲従し、証拠が本当ではなく、被告人が脅され、証言が偽証であり、法と手続きのルールが無視される」ことにある、と述べている。⁽⁵⁾

こうしてみようと、さしあたり、政治裁判はふたつの面から考察することができるだろう。ひとつは政治的な目標・目的を追及・遂行するという意味での「政治」裁判、もうひとつは裁判としての特徴が歪められているという意味での政治「裁判」の側面である。⁽⁶⁾あまりに自明すぎることではあろうが、「政治裁判」には政治の面と裁判の面があるわけだ。ただし、注意しておきたいのはこの両側面はそれぞれ程度の問題でもあるということである。いいかえると、通常の裁判と政治裁判との違いはカテゴリカルなものではないかもしれない、ということだ。

従来、フランス革命の国王裁判研究はその「政治裁判」の政治の側面に光が当てられ、裁判であることの十分な検討はなされてこなかったように思われる。⁽⁷⁾革命期の国王裁判＝政治裁判という点にかんしては、藤村信氏も「ルイ一六世裁判異聞」のなかで、この裁判の性格を示すものとしてサン・ジュストのことは「共和国はこれに反対するものを抹殺しなければならない」⁽⁸⁾および「国王は罪なくして君臨することはできない」を引き、近代政治の枠組みのなかで最初の政治裁判であった、と述べられており、遅塚氏と共通した認識を示されている。

しかし、たとえば、つぎのような事実がある。一七九二年一月一日、国王ははじめての（そして最後の）ということになるのだが）被告人尋問を国民公会で受ける。傍聴人席もふくめて議場を深い沈黙が支配するなか、この尋問を開始するにあたり、議長バレールは起訴状を読み上げさせるのだが、そのとき、ルイに向かって「着席してもよろしい（Vous pouvez vous asseoir）」というのである。この何ということもない発言は、じつは、尋問開始の前に一議員が「法律は、被告人が裁判所に出廷するとき、裁判長に被告人の着席を許可できる、と規定しており、この慣行をルイにも適用すべきだ」と提案し、これを議決したことによっている。⁽⁹⁾この規定は革命初期の刑事訴訟法

である一七九一年九月一六日―二九日のデクレ後半の「刑事裁判および陪審員の制度」第七章第一条にみられるものである。⁽¹⁰⁾

このことは、二重に解釈できよう。ひとつは、革命にとつては政治的な重罪人たる前国王も人間的な取り扱ひがなされているということである。アンシアン・レジーム期の重罪の被告人にたいし最終尋問のさいに用いられていたセレットという屈辱的な椅子は一七八八年のラモワニヨンの改革で廃止されている。⁽¹¹⁾もうひとつは、その反面、ルイはもはや国王ではなく被告人にすぎないことが確認でき、法の下での平等な取り扱ひを受けている点である。

つまり、結論的には「法律に基づかない」政治裁判であつたにしても、この国王裁判はまったく白紙の状態で恣意的に行なわれたわけではなく、法律への参照がなされており、議論の結果、法律の規定からはなれることもあれば、規定にしたがうこともあり、あるいは一部修正したがうことも出てくる。フュレのことはを使えば、革命というものには合法性をもたず、正当性しかもたないということになるのだから、ルイ一六世の国王裁判過程を追つていって印象的なのは、裁判を行なうこの議会がむしろリーガリスティックな議会であつて、細部においての法的な議論が闘わされている点である。

その背景には、国民公会議員七四九人のうち弁護士（革命期の弁護士会廃止にともない、正確には元弁護士）が半数近くを占めていることがまず、挙げられよう。⁽¹³⁾もちろん、このなかにはロベスピエールをはじめ、政治的側面を重視しているモニターニュ派議員もいることは事実であるが、かれらも法的議論をまったく無視してかかるわけにはゆかなかつたのではないだろうか。サンジユストは一七九二年一月二三日の議会で、国王は敵として裁かれるべきであり、裁くよりも闘うべきであり、訴訟手続きの形式は市民法によるのではなく万民法によるべきだ、と演説し、⁽¹⁴⁾この演説は遅塚氏によって「はじめ、政治裁判の正当化というかたちで非合法の正当化を主張した」

ものとされている。⁽¹⁵⁾ たしかに、カエサルを短刀で突き刺すブルートゥスを模範にすべきだ、との主張もこの演説にはみられるが、敵として裁くルールも認めてはいるわけで、国際法ないし自然法的な存在をもちだすことによって、国内法の適用を否定しているといえよう。

議員のなかに法律家が多くを占めていたことのほかに、この国民公会が革命から三つ目の議会であり、国民公会議員には国民公会の前の立法議会議員経験者が二〇五人、さらにその前の立憲議会議員経験者が八三人いた点も挙げられる。⁽¹⁶⁾ 立法議会議員と立憲議会議員に重複はないから、国民公会のなかの前・元議員は二八八名ということになる。かれらは革命初期のさまざまな立法にたずさわってきたのであり、個人差はあろうが新旧の法制度に通じていたといえよう。とくに、刑事法の領域で、罪刑法定主義など近代的な刑法原則を打ち出した一七八九年の人権宣言、二段階（起訴と判決）の陪審制度を導入した上記一七九一年の刑事訴訟法、そしてフランス最初の成文刑法典である九一年刑法典等の革命の成果はこれを無にするわけにはゆかなかったであろう。⁽¹⁷⁾

一七九三年一月二〇日、最終的に確定し、タンブル塔内で国王に読み上げられた判決文は、第一条で「国民公会はルイ・カペー、最後のフランス国王を、国民の自由にたいする陰謀および国家の全般的安全にたいする侵害で、有罪と宣言する」とし、第二条で「国民公会はルイ・カペーが死刑に服すことを命ずる」としている。⁽¹⁸⁾ この時期の重罪裁判の判決文であれば、刑法典の条文が示され、掲げられていなければならぬから、⁽¹⁹⁾ 判決文はその要件を欠いている。ところで、判決文の第一条「国家の全般的安全 (la sûreté générale de l'Etat)」ということばは一七九一年憲法第三篇第五章第二三条の「国家高等法院 (Haute Cour Nationale)」にかんする条文のなかに登場する。⁽²⁰⁾ 国家高等法院については後述するが、これは立法院の起訴を待つて、大臣や官吏の軽罪と「国家の全般的安全を攻撃する重罪」を陪審裁判で審理する憲法上の特別の裁判所である。「国家の全般的安全」ということばそのものは一七

九一年刑法典には出てこない。ただ、刑法典の後半の「罪とその処罰」を定めた第二部第一章第一節が「国家の対外的安全にたいする重罪 (des crimes contre la sûreté extérieure de l'Etat)」、第二節が「国家の対内的安全にたいする重罪 (des crimes contre la sûreté intérieure de l'Etat)」であり、この「対外的」と「対内的」とをあわせて「全般的」としている、と考えてよからう。

国王裁判の弁護側弁論が終了した一七九二年一月二六日の議会で、ある議員がつぎのような提案をしていることが注目される。すなわち、国民公会がルイを有罪と宣告すれば、「国家の対外的安全と対内的安全にたいするあらゆる重罪のために、刑法典がすべての市民にたいし設けている刑罰に」ルイは服させられること、このために刑法の書物 (*le livre des lois pénales*) が議会議務局におかれること、そして判決文の書式は、「法律が保護するのであれ、処罰するのであれ、法律が万人にとって平等であるべきことを定める権利宣言の名において、ルイは有罪であると宣告した陪審の宣言の結果、ルイはこれこれの刑にあたいする」となること (*Moniteur*, XIV, 852)。

この議員はどのような刑になるかを明示してはいないが、刑法典の「国家の対外的安全にたいする重罪」の節と「国家の対内的安全にたいする重罪」の節は前者が七か条、後者が五か条からなり、前者のひとつの条文を除き、すべて「死刑」である⁽²⁾。したがって、一七九一年憲法の国王不可侵条項の問題にけりをつけたこの時点では、国王が有罪となれば、ルイにたいする死刑判決が法律上の論理的帰結となるわけであり、むしろ政治的配慮で死刑以外の刑の選択を模索したのがジロンド派だったということもできよう。

フランス革命期の国王裁判は事件の性格上、政治裁判たることを宿命づけられていたわけだが、しかしその法的側面を注意してみてもゆくことは国王裁判の総合的な理解を可能にするのみならず、この国王裁判を通して、アンシャン・レジームから革命期にかけての刑事裁判を逆に照らし出すことも可能にしてくれるだろう。このような問題

意識から本稿では、法的論点のすべてを網羅することはできないが、手はじめに、国王裁判の場の問題と弁護の問題にしぼって論じることとしたい。

二 裁判の場としての議会

国王裁判が政治裁判とされる根拠のひとつに、裁判の場所が通常の司法裁判所ではなく、議会だったことがあげられている。ただ、この点は先述の国家高等法院での裁判の開始要件が議会による起訴であったように、議会が裁判的な権能をもたないとの「常識」を一度、疑ってみてもよからう。通常の裁判所で行なわれていない裁判ではあっても、そのことからただちに「法律に基づかない」裁判である、と断定することはできない。ここでは、やや迂遠な方法であるが、比較の参照基準として、憲法上、国家元首の裁判の場に議会が規定されているアメリカ合衆国の弾劾裁判制度をまず取り上げ、ついでフランスの国家高等法院の制度を概観して、国王裁判の法的枠組みを考えてみたい。そのあとで、ルイ一六世の裁判にもどり、一七九二年一月七日のマイユ報告、すなわち国王を議会で裁くことができるとした国民公会での報告を検討することにしよう。

一七八八年に成立したアメリカ合衆国憲法は、第二条第四節で、大統領をはじめとしてすべての文官が「反逆罪（treason）、収賄罪その他の重罪または軽罪につき、弾劾され、有罪の判決を受けたとき」は免職されることを定めている²²。同憲法では、弾劾するか否かについては下院の専属、そして弾劾することを下院が決定したあとの裁判については上院の専属であると規定している（第一条第二節第五項、第一条第三節第六項）。なお、上院での有罪の判決のためには、出席議員の三分の二の同意が必要である（第一条第三節第六項）。そしてこの有罪の判決の範

囲は「免官」ならびに「名譽、信任または報酬を伴う合衆国の公職に任ぜられ、これに在職する資格剥奪」を越えるものであつてはならず、しかしながら、弾劾裁判で有罪判決を受けた者にたいして「法律にしたがい、起訴、審理、判決、処罰」を妨げないとしているのである（第一条第三節第七項²³）。

ルイ一六世の裁判は弾劾裁判ではなかった。すでに一七九二年八月一〇日に立法議会は王権の停止を定め、九月二一日に国民公会は王政を廃止しているからである。しかし議會での裁判である点では共通する面が出ているように思われる。

ここでアメリカの、とくに大統領の弾劾裁判のことを念頭におきつつ、かんたんな比較検討をしてみた。その出発点として、カルバツスの列挙している、国王裁判が通常の裁判手続きから外れているとされる点の指摘が有益である。かれはつぎのようにまとめている。すなわち、起訴の審級（起訴陪審）と判決の審級（判決陪審）の区別が軽視されていること、裁判官（同時に陪審員でもあるが）の忌避ができないこと、死刑判決のための特別多数決ではないこと、秘密の審議ではなくて投票も傍聴席のサン・キュロットたちの圧力の下、意見をひとりひとり表明することになっていること、判決の理由が付けられていないこと、上訴ができないことである。以上のことから、そしてまた、国王裁判に弁護人が認められていたとはいへ、弁護活動はきわめて困難な条件下におかれていたことから、結論として、この裁判は裁判の形式という外観の下で、敵の排除という政治的な行為がなされたとする²⁴。

まず、起訴の審級と判決の審級との区別がない点が指摘されている。この点は国王裁判が行なわれた国民公会が一院制の議會であつたことも関係している²³。アメリカの場合、議會は二院制であり、フランス革命初期に導入された陪審制度と図式的に対応させていうと、下院が起訴陪審に相当し、上院は判決陪審の役割および刑を決める裁判官の役割を担当している。起訴段階と審理・判決段階とがすっきりと区別できるのである²⁶。したがって、この観

点から国王裁判の手続きを、たとえば起訴状を作成した議員が判決・量刑にも関与していることの問題性を指摘できよう。ただ、アンシアン・レジームのフランスのことを考えると、予審担当判事が判決段階でも報告判事として加わっている。国王裁判の行なわれた一七九二年後半から九三年はじめてにかけての時期は、法制度の面からは、まだ革命初期の新しい刑事法制度が十分に根付いているとはいえず、国王裁判には新しい法理念と古い法慣行との併存をみてとることができる²⁷⁾。

カルバックスが挙げている第二の裁判官忌避ができない点については、通常の裁判手続きから逸脱しているといわざるをえない。しかしアメリカの弾劾裁判で、裁判役の議員が忌避されることはない。唯一、大統領の弾劾裁判で、通常であれば上院の議長をつとめる副大統領が最高裁判所首席裁判官に代わることが憲法で規定されているが（第一条第三節第六項）、これは議員を忌避しているのではない。議会での裁判である以上、たとえば大統領の明白な政敵が裁判役であっても忌避を認めるわけにはゆかないのである。したがって、アメリカの弾劾裁判手続きからすると、この点での国王裁判にたいする非難は当たらないといえる²⁸⁾。

第三の点は、国王裁判で死刑判決が単純な過半数の絶対多数決で決まった点を問題にするもので、議会での裁判ということとは直接の関連性がないが、アメリカの弾劾裁判制度では上院で三分の二以上の同意を求めていることから、国王裁判のときのルイ一六世への厳しい態度がうかがえよう。ただし、「結果的に」ということにはなるのだが、国王裁判では有罪か無罪かを決めた第一回目の投票結果は、若干の棄権者を除き、全員が有罪としており、このところではフランス革命初期の一七九一年刑事訴訟法の基準である「判決陪審の六分の五」をクリアしていることにはなる。

第四の、投票の秘密がなかった点であるが、傍聴席からの圧力の問題は重大なファクターとはなるが、制度上の

ことに限れば、国王裁判における表決が、議員ひとりひとり大声での意見表明による点はアメリカの弾劾裁判と同じである。

第五の、判決の理由がないことについては、そもそも陪審の評決にその理由を付す必要はないとの反論が可能である。しかし、カルバースが言わんとするところは、国王裁判がフランス革命前の刑事裁判における有罪判決のように、法令の引用もなく、ただ「事案の帰するところにより、これこれの刑に処する」といった非常に簡略された言い回しでの宣告になっている点にあるだろう。

第六は上訴ができないことである。国王裁判では議会での判決を人民投票というかたちの「上訴」にかけるのか、かけないのか、が議会で激しく闘わされ、結局、人民への上訴はしりぞけられた。これもアメリカの場合には、弾劾裁判自体、議会の専権事項であることから、その判決は当然、上訴にかからないとされている。

以上、かんたんな比較検討を試みたが、アメリカの弾劾裁判制度に照らして考えると、国王裁判において議会で裁判されたこと自体は、元首ないし政府高官を裁く制度・機構としては、それほど異様なことではなかったといえよう。なお付随的なことながら、アメリカの制度との比較で注目しておきたいのは、反逆罪にかんしてである。アメリカでは憲法によって反逆罪の構成要件が規定されている。すなわち、反逆罪とは「合衆国にたいして戦いを起こすこと、または合衆国の敵に援助および便宜をあたえてこれに加担すること」であり、反逆罪について有罪とされるのは「同一の公然たる行為にたいする二名の証人の証言があるか、または公開の法廷における自白」によるのでなければならないとしているのである（第三条第三節第一項⁽³⁾）。

つぎに、フランス革命初期に設けられた「国家高等法院 (Haute Cour Nationale)」について説明しておくことにしよう。国王裁判の法的枠組みの基本線を方向づけた一七九二年一月のマイユ報告は、国王裁判の場ということ

で考えられるものとして三つ挙げていた。第一は通常の裁判所、第二は「八三県の選挙人会により形成される一裁判所」、第三は国民公会である(A.P., LIII, 275; *Monteur*, XIV, 414)。この第二が国家高等法院的のものであるので、この機関についてすこし詳しく説明しよう。

前節で述べたように、国家高等法院の管轄には「国家の全般的安全を攻撃する重罪」が、大臣ほかの官吏の軽罪とならべて、一七九一年憲法により規定されていた。より詳しくは、この憲法の約四か月前に出された一七九一年五月一〇日—一五日の「国家高等法院の形成にかんするデクレ」で定められている。⁽⁹¹⁾この法令では、第四条で高等法院は「立法府が起訴者となるすべての重罪および軽罪」を審理するとしている。立法府の起訴があって、国家高等法院は形成されるものである（第五条）。これは起訴陪審と判決陪審を区分した九一年刑事訴訟制度の特別版とすることができる。

国家高等法院の主たる構成員と役割は、立法議会選挙にあわせて選出された各県二名ずつ合計一六六名の高等陪審員名簿のなかから、忌避の手続きを経たりして、基本的に抽選で選ばれる二四名の「高等陪審員 (*haut-juré*)」が有罪無罪の決定を行ない、破棄裁判所の裁判官四〇名あまりのなかから抽選で選ばれた四名の「大判事 (*grand juge*)」が審理の指揮と有罪評決のばあいには法律の適用を行なう。起訴を維持する検察官の役割は、起訴をしたのが立法府であることから、議員のなかから選任される。⁽⁹²⁾大判事の選出母体である破棄裁判所裁判官も選挙で選ばれる公選制を採用しているから、国家高等法院を構成している上記の三者は、いずれも国民を代表した者と位置づけることができる。

ここでの陪審の評決の進め方は、上記デクレ第二六条が通常の陪審裁判での手続きで行なうと規定しているから、有罪の評決には六分の五以上の同意が必要であり、二四名中五名が無罪を主張すれば被告人は放免されること

になる。⁽³³⁾ なお高等陪審員を忌避するさいに、檢察側は理由を示さなければならぬが、被告人は、一定人数までは、理由を示す必要のない忌避権が認められている（同デクレ第二二、二三条）。また、開催地については、立法議會の場所からすくなくとも一五リユー（約六〇キロメートル）離れていることを求めている（同第六条）。

高等陪審員が選ばれるのは立法議會選挙のときであることから、国家高等法院の正式な発足は一七九一年一月になっているが、⁽³⁴⁾ 実際には一七九一年三月五日―三日のデクレによって、国家高等法院の設けられる日まで暫定的に、「国民にたいする大逆罪（*crime de lèse-nation*）」を最終審として裁くための重罪裁判所がオルレアンに設置されるのが決められている。オルレアンはパリからおよそ一〇〇キロの距離にあり、一月にスタートする国家高等法院もここオルレアンにおかれることになる。この重罪裁判所は、オルレアン近隣の一五のディスクリト裁判所から一名ずつ選任された裁判官によって構成されるものである。⁽³⁵⁾ ここで登場する「国民にたいする大逆罪」はアンシャン・レジーム期の「国王にたいする大逆罪（*crime de lèse-majesté*）」を踏襲したものであり、⁽³⁶⁾ 九一年憲法で国家高等法院の条項で出ていた「国家の全般的な安全を攻撃する重罪」へ連なるものといえよう。

この点をさらにさかのぼると、一七八九年一月二日に立憲議會で「国民にたいする大逆罪」を最終審で裁く権限を、暫定的にはあるが、パリのシャトレ裁判所にゆだねる決定がなされている。⁽³⁷⁾ そして、「国民にたいする大逆罪」での裁判第一号は、革命前夜のバリ周辺治安担当部隊の指揮官で、バステイーユ攻略時に逃亡をはかって逮捕されていたブザンヴァル男爵の事件であるが、シャトレ裁判所は九〇年はじめに無罪の判決を出している。⁽³⁸⁾

一七九一年三月のオルレアンに設置された暫定的な重罪裁判所の扱った事件には、一七九一年六月に起こった国王一家のヴァレンヌ逃亡事件の組織者たち（そのなかにはフェルセンもいる）⁽³⁹⁾ がふくまれているが、九一年九月に憲法が成立したことで大赦がなされ、⁽⁴⁰⁾ ここでも有罪判決は一件も出ていない。一七九一年一月になって制度上

動き出す国家高等法院でも、亡命貴族の軍隊に身内を入れたりした者が裁かれているが、どれも無罪の評決が出ている。パリの民衆はこのような高等法院の、国民の敵への寛大すぎる態度に怒りをつのらせ、一七九二年八月二三日には議会に押しかけ、オルレ안의囚人を連れて来て処刑すべきだと主張する。議会は拒否するが、翌二四日にはパリの「愛国者」数百名がオルレアンに向かったということを知り、八月二五日、議会は国家高等法院での裁判を迅速なものとするデクレを出すこととなり、八月二八日、国家高等法院で最初の有罪判決が出る。しかし状況は一向に鎮静化しない。プロイセン軍のフランス進撃のニュースがパリに届くにつれ、恐怖心かられた民衆は九月はじめ、監獄に勾留中の「反革命容疑者」を即決裁判のかたちで大量に殺害し、この虐殺者たちが九月九日、オルレアン的高等法院で裁判中の五〇名あまりの被告人たちをパリに移送するとして、実際にはヴェルサイユで四四名を殺したのである。このようにして、取り扱うべき事件が一扫された国家高等法院は一七九二年九月二五日に廃止となった⁸⁹。

この時点において、国王裁判の場として「制度的に」もっとも適切な機関は、私見ではおそらく、国家高等法院的なものではなかったかと思われる。つまり、議会が起訴して、有罪無罪の評決を高等陪審が下し、大判事が刑を言い渡す。この三つの段階での主体はすべて国民の代表であり、管轄の事案も「国民にたいする大逆罪」ないし「国家の全般的な安全を攻撃する重罪」なのだから、この制度が国王裁判に用いられていてもよかった。しかし、「事実に」国家高等法院にたいする、とくにパリの民衆の不信感は大きく、裁判の迅速性がよく主張されていたことから、たとえオルレアンでなくパリで開廷するにしても、この選択肢を採ることは政治状況が許さなかった、と結論できよう。

議会はどのように考えたであろうか。一七九二年一月七日のマイユ報告をみてゆくことにしよう。⁽⁴⁰⁾これは、立法委員会を代表して、マイユが前国王の裁判を進める手続き形式を提案したものである。マイユは一七五〇年生まれ、革命前はトゥルーズ・パルルマン法院弁護士で、啓蒙思想に共鳴し、またフリーメイソンの会員にもなっている。革命後はオート・ガロンヌ県代理官、そして立法議会の議員に選出され、国民公会でも引き続き選ばれている。⁽⁴¹⁾

報告は、三つの問題、すなわちルイ一六世の裁判の可能性、可能であればあの裁判の機関、そして、判決を共和国構成員に追認してもらわないし妥当性、にわたっている。この三つは一見すると、段階をおった問題構成になっていて、截然と分かれており、報告もこの順でなされている。しかし、議論の展開は、たとえば裁判できるか否かの問題にしても、どの機関ならば裁判できて、どの機関なら裁くことができない、とやや複雑になりうる。結論を先取りすれば、この入り組みかけた問題を一刀両断で解決するキーワードが「国民主権」「国民代表」であった。

マイユは、まず第一の問題であるルイ一六世の裁判可能性については、全体のなかではもつとも単純な問題で、大多数のフランス人には自明なことなのであるが、憲法の国王不可侵の規定にルイ一六世の不可罰をみる少数のひと、いまだ国王に統治されている諸国民、成り行きを注視している全人類のために説明する(A.P., LIII, 275)としている。

そもそも国王不可侵が憲法に規定されている理由・目的は、もし国王が立法府により起訴・裁判されうるようなことになれば、国王は立法府に依存することとなり、立法府が専制的な権力をふるうことになりかねないからで、そこでは自由がなくなるからである。つまり、国王自身のためではなく、国民のために規定されているわけである。しかし、実際問題としては、国王の不可侵規定が立法府にたいし絶対妥当するということにはならない。というの

も、たとえば憲法に「国王の名において武力が国民に向けられようとする企てにたいし、国王がはっきりとした反対をしないならば、王位を放棄したものとみなされる」との規定があるが、「はっきりとした反対」なのかどうかで判定しなければならず、やはりそれは憲法上の第一の機関たる立法府による。にもかかわらず、立法府の国王にたいする権限は、憲法によって、王位放棄の事案の審査に限定されており、そのばあいの刑罰も廃位の宣告しかできず、せいぜい起訴の決定ができるだけである。だが、国王を起訴することができたとして、どの裁判所に送ることができるというのか。憲法によれば、立法府のかたわらにおかれた国王は、憲法上のほかのすべての機関の上に位置している。したがって、国王を起訴し、裁判できるのは国民によるほかありえないのである（A.P., LIII, 276）。

そして「国民公会の選挙を通じて」国民は発言した。ここですべての困難は解消したのである。そもそも国民は国王不可侵規定にしばられるものではない。ルイ一六世が国王だったのは憲法によってでしかない。「これにたいし」国民が主権者だったのは、憲法なしでも国王なしでもそうだったのだ。国民はその主権を自然からしか引き出してはいないのである。あらゆる国民がその国王を裁判にかける権利は、国民主権の永久の、かつ譲り渡すことのできない帰結なのである（A.P., LIII, 277-278）。

第一の問いにたいする答えが「ルイ一六世は裁判可能である」として、ではどこで、またどのように裁かれるべきなのか、が問題になってくる。立法委員会ではおおきく三案が論議の対象となった。第一案は通常の裁判所、すなわちルイ一六世の住所地の、ないしは犯行場所の裁判所である。そこにおいて、ほかの市民となんの区別もなく裁かれる、というものである。しかし既存の裁判所は、国王不可侵規定をもつ憲法によって創設されたのであるから、ルイ一六世を裁くことはできない、というのが立法委員会の結論である（A.P., LIII, 279-280）。

第二案は国家高等法院に類似の機関である。すなわち、まず国民公会在起訴陪審の役割をはたし、この段階でルイ一六世は国民公会に召喚される。弁護人もつけられ、起訴状が説明され、証拠類も示され、弁護に有益な発言も認められる。ここで起訴が採択されたら、以下のような特別陪審裁判所に事案は送られる。陪審員は国家高等法院と同じように、各県の選挙人団が市民二名、全国で計一六六名選出して陪審員名簿を作成し、ルイ一六世が八三名まで忌避できる。忌避人数がすくないなどのばあいには、抽選で八三名を選ぶことになる。裁判官は各県の重罪裁判所長から一二名を抽選で選ぶ。陪審の評決は絶対多数による。この案の支持者も多かったが、最終的にしりぞけられた(A.P., LIII, 280)。

結局、国民公会自身が裁判するという案が委員会の結論であるが、そのやり方については議論がつづいた。ひとつの方法として、議員を抽選で、まず少数の起訴陪審員指導官、公訴官、裁判官を選んで、のこりの議員を、これも抽選で、起訴陪審役と判決陪審役に割り振るやり方が提案された。だが、この利点は、被告人が訴訟の過程においてふたつの異なる役目を同一の人物が行使しているのをみないですむということしかない。しかし、そもそも国民公会が刑事訴訟の手続き形式に従わなくてはならないのか。全国に散在している裁判所のばあいには上記のような手続きが必要になるだろうが、社会それ自身が裁くとき、刑事訴訟の大掛かりな装置は無駄である。なぜなら法律をつくる社会そのものが、正義の諸原則を知らないといったことはありえないからである。国民公会がフランス共和国を全体として完璧に代表している。したがって、国民公会ないしその構成員を忌避することは国民全体を忌避しようとすることなのである(A.P., LIII, 280-281)。

判決を全市民の追認にゆだねる問題については、委員会の結論は「ゆだねるべきではない」というものである。たしかに古代ローマ、スパルタに人民への上訴ともいべき慣行があるが、それは判決する主体が執政官であれ、

長老会であれ、真の国民代表となっていないからである。また、ふたつの事例は都市国家の人民への上訴ということで、実施可能なものであろうが、フランスでは現実問題として不可能なのである (A.P., LIII, 281)。

以上、国王裁判をめぐる三つの問題について、マイユはさうごにつきのようない四項目のかたちでの委員会案を提示して報告をおえている (A.P., LIII, 281-282)。

第一条 ルイ一六世は裁かれうる。

第二条 かれは国民公会により裁かれる。

第三条 議会で指名点呼の投票により絶対多数でもって選任された三名の委員が、ルイ一六世に帰せられる罪 (delits) にかんする証拠・資料・書類すべてを収集し、その結果を議会に提示する。

第四条 委員は、その報告の終りに、ルイ一六世が嫌疑をかけられている起訴罪状を陳述する。

第五条 委員の報告、その報告の依拠した証拠類および起訴状は印刷・配布される。

第六条 起訴状配布の一週間後、起訴状についての審議が開始され、その採否は指名点呼の投票で、票の絶対多数でもって決定する。

第七条 起訴状が採択されれば、ルイ一六世およびかれの弁護人たち (もしルイ一六世が弁護人を選任するのを適当と判断すればであるが) に通知される。

第八条 委員の報告および証拠類すべての原本と照合された写しは、ルイ一六世にも渡される。

第九条 これら証拠類の原本は、もしルイ一六世がその提示を求めるならば、タンブル塔まで運ばれ、ついで議会の一二名の委員により国立公文書館に返される。委員は原本を廃棄したり、見失うことがあってはならない。

第一〇条 原本は、原本と照合された写しが作成されたあとでしか、引き出されることはできず、写しはほかの

場所におくことはできない。

第一条 国民公会は、ルイ一六世が国民公会に出頭する日を決める。

第二条 ルイ一六世は、かれ自らによってであれ、かれの弁護人によってであれ、書面の、かつかれの手で署名された弁論を提示する。

第三条 しかしながら、ルイ一六世とかれの弁護人が適当であると判断すれば、かれらは口頭での弁論を提示することもできる。それは議会の書記によりまとめられ、ついでルイ一六世に示して署名されなければならぬ。

第一四条 ルイ一六世がかれの弁論をなしたあと、あるいは弁論をなすためにかれに認められた期間が過ぎたあと、国民公会はその判決を指名投票により下す。

三 議会での被告人尋問と弁護人の選任

マイユの報告のあと、ただちに裁判がはじまったわけではない。議会では、一七九二年一月一三日に、ヴァンデ県選出の元弁護士モリソン議員が、現行法にもとづいてルイ一六世を裁判にかけることができるのか、を問い、法律の厳密な支配の下で国王を裁くことはできないとし、共和国の利益のためには、国王を死刑にするのではなく、永久国外追放にすべきことを提案した (A.P., LIII, 385-390)。

同日、モリソン議員のあとに壇上にあがったサン＝ジュストは、かれにとって初めての演説を行なう。かれは、モリソンの主張する、憲法上の国王不可侵規定による国王裁判の不可能性に当然反対であり、裁判にかけることが

できるとする。しかし、それはマイユの報告したような、国王を「市民として」裁きうるというものではなかった。ルイは、「一七八九年七月の」バステイーユ監獄から「一七九二年八月の」テュイルリー宮殿までの諸事件における殺人者であり、「フランス人たちの国王（フランス革命後の国王の正式名称）」などではなく「謀反人どもの国王」である。ルイは犯罪の以前もけつして市民ではなく、投票権も武器携行の権利もなかったのである。したがって、ルイを裁く訴訟手続きの形式は、市民を裁く国内の法律ではなく、外国の敵を裁く万民法の法律のなかにある、とサン・ジユストはいう。だが、その中身は、力には力でもつてはね返すこと、つまり敵を撃退するというものでしかなかったのである（A.P. LIII, 390-392）。

一月二〇日にはテュイルリー宮で、いわゆる「鉄の戸棚」が発見され、ミラボーが国王に買収されていたことを示す書類、外国に逃れた亡命貴族や外国の王侯と国王が連絡していたことを示す書類が、国王に不利な証拠として国民公会に提出されることになる。

一月三日、ここまで国王裁判について沈黙を守っていたロベスピエールが議会で演説する。およそ一年半前の立憲議会における刑法典の審議のさいには、死刑廃止の弁論をしたロベスピエールだったが、国王裁判についてはどう考えていたのだろうか。かれは、そもそもなされるべき裁判などない、という。ルイは被告人などではなく、国民公会議員も裁判官ではない。なされるべきは公安の施策、国を救う行為なのである。共和国が創設された今、ルイはすでに有罪が言い渡されているのだ。もしもルイを裁判にかけるというのなら、革命そのものを訴訟に引き出すこととなり、万一、ルイが無罪となれば、革命はどうなるのか。したがって、祖国が生きなければならぬがゆえに、ルイは死すべきなのである、こうロベスピエールは結論し、八月二〇日の殉教者たちが死んだテュイルリー宮での即時処刑を求めたのである（A.P. LIV, 747⁴²）。

議會ではこのロベスピエールの提案はしりぞけられ、この日、国民公会は「ルイー六世は国民公会によって裁判にかけられる」とのペティオンの動議を圧倒的多数で可決したのである。さらに翌二月四日には、フランスにおいて王政を再建しようとする者にたいして死刑を科すことも採択された。一見、中立的にみえるこの決議のねらいがフィリップ・エガリテ、そしてかれの属すモンターニュ派に向けられていることは明らかである。⁴³

二月六日、議會は起訴状作成のための二人委員会を選出し、議會への起訴状の提出は四日後の二月一〇日、そしてルイにたいする被告人尋問は翌日の二月一日に行なうことを決議した。起訴状草案の提出は一日の午前中にずれ込み、報告者も起草者のランデが徹夜つづきのために体調をくずし、バルバルーが読み上げ、追加の修正のあと最終的に確定し、起訴状にそつて、ほぼ同一の被告人尋問の項目が決められる。尋問の進め方についても、議長が質問をし、議員の発言・動議は認められないこと、ルイにたいする質問の各項目のあとに「あなたはなに答えるべきことがあるか」の一文が付されること、議長はルイの着席を許可しうること、記録を正確にとるために尋問終了後にルイに再度読み上げがなされてルイの署名を求めらるることなどが決められた (A.P. LV, 1-6)。

二月一日午後、いまやルイ・カペーと呼ばれる前国王が議會に出廷する。議長のバレールはまず、書記に起訴状をひととおり読み上げさせ、つぎに罪状をひとつひとつルイに質問し、答えさせる。マイユの報告にもかかわらず、この時点では弁護人も付けられてはおらず、またどのような罪状かも通知されてはいない。

起訴状の内容(つまり尋問の項目といふことでもあるが)は、基本的に時間的な経過にそくして述べられてゆき、革命の側からフランス革命の諸事件の推移を追ったものになっている。冒頭、第一番目の項目を訳しておく、以下のようになる。

「議長 ルイよ、フランス人民は、あなたがフランス人民の自由を破壊し、あなたの暴政を樹立するために多く

の罪を犯したことを弾劾する。

あなたは、一七八九年六月二〇日、人民の代表者の集会を停止させ、会合の場からかれらを暴力でもって排除して、人民の主権を侵害した。その証拠は、立憲議会のメンバーにより、ヴェルサイユの屋内球戯場で起草された議事録にある。あなたはなにか答えるべきことがあるか。」

「ルイ 当時、この件についていかなる法律も存在していなかった。」

このような尋問と回答とがおよそ四〇ほどつづく（A.P., LV, 7-11）。

質問の主なものを挙げると、「球戯場の誓い」のあとの六月二三日にルイが軍隊を用いて、代表者たちの解散を命じたこと、七月にパリ市民に軍隊を差し向けたこと、八月の封建制廃止の法令と人権宣言の裁可を遅らせたこと、近衛兵の宴会の席で三色帽章を踏みにじるにまかせたこと、ミラボーやラファイエットなどを買収したこと、革命のために民衆にお金をばらまいたこと、国外への逃亡をはかったこと、九一年七月にシャン・ド・マルスで市民の血を流させたこと、同年九月に憲法を承認したようにみせかけて、じつは覆そうとしたこと、アルルやアヴィニオンやニームその他の反革命騒乱を適切に抑圧しなかったこと、コブレンツにいたるかつての近衛兵に給与を払いつづけたこと、亡命している王弟たちとの連絡をとりつづけていること、軍事・外交・植民地の政策において国益に反する行為をしたこと、国内でも宣誓拒否僧侶を擁護し、九一年一月二九日の宣誓拒否僧侶にたいする法令に拒否権を行使したこと、九二年八月一〇日にフランス人の血を流させたこと、穀物や砂糖やコーヒーの買い占めを認めたこと、連盟兵の露营地設営の法令に拒否権を行使したこと、などである。

これらの問いにたいして、ルイの答えは全般的に「積極的な否定」というのではなく、ネガティブなかたちでの否認に終始した。「正確な記憶がない」、「知らない、わからない」のほか、「当時は該当する法律はなかった」、「あ

の時点では正しいと考えた、「所轄の大臣の問題である」、「大臣の提案どおりに命令した」、「憲法上、国王には自由な裁可の権限がある」、「反革命の意図はない」などの淡々としたルイの回答のなかで唯一、感情をむき出しにした場面は八月一〇日事件にかんしての質問「あなたはフランス人の血を流させた。あなたはなにか答えるべきことがあるか」にたいして「ちがう。それはわたしではない」と答えたときだけであった。⁴⁴⁾

起訴状にそつた被告人尋問のあと、議長は「ルイ、あなたはなにか付け加えるべきことがあるか」と問うたのにたいし、ルイは起訴状と証拠書類の閲覧とならんで弁護人 (conseil) の選任を要求した。議会では起訴状の写しを渡すことと証拠書類の原本を閲覧させることには問題なく決まったが、ルイに弁護人を付すことについては激しいやり取りがあった。一七九一年の刑事訴訟法はひとり、またはふたりの弁護人の選任を認めていることから、この規定をルイにも適用すべきだとするガラン議員にたいし、マラーは「われわれに裁判所の三百代言は必要ない」と主張する。結局、ルイは弁護人を選任できる、との決議がなされた (A.P. LV, 15)。

翌日、一二月一二日、タンブル塔監獄のルイのもとに、だれを弁護人とするつもりかの回答を得るため、四名の議員が送られることになる。その四人とはカンパセレス、チュリオ、デュボワックランセ、デュボン・ド・ピゴールである。ルイの答えは、まずタルジェ、そしてタルジェがだめだったばあいにはトロンシエ、国民公会が認めてくれるならばこの兩名、であった。⁴⁶⁾ このふたりは、おそらく、この時代のもっとも著名な弁護士だったということができる。

まず、結局は辞退するタルジェだが、かれは革命前にはパリのパルマン法院弁護士として成功した代表的な人物であり、王弟のアルトワ伯やパリ大学の顧問弁護士もつとめ、王妃の首飾り事件のときにはローアン枢機卿の弁護を行ない、⁴⁸⁾ 革命の立憲議会では一七九一年憲法制定の中心メンバーであった。国王裁判の論点のひとつが憲法に

規定されている国王不可侵の条項であったから、この点でタルジェの名前が挙がったと推測することもできよう。しかし、かれはまもなく六〇になるといふ高齡と神経痛になやまされているとの健康上の理由とにより、弁護人の依頼を辞退したいとの手紙を二月一二日に国民公会に出している。この手紙の署名は「共和主義者タルジェ」となっていた。

タルジェの弁護辞退は、かれよりも高齡のトロンシエ、マルゼルブが弁護人になつてゐることから、またかれ自身が一七九三年に革命委員会の書記になり、その後も公職についているだけに、好意的な評価がなされていないのも当然かもしれない。⁽⁴⁹⁾しかし、タルジェは沈黙してゐたのではない。議会のなかで弁論することは辞退したが、二月一二日から一三日にかけて『ルイ一六世の訴訟にかんする考察 (Observations sur le procès de Louis XVI)』を書き上げ、ただちに印刷に付し、パリの至る所、議会の入り口でも配られたのである。⁽⁵⁰⁾アンシアン・レジーム期の刑事裁判では法廷内での弁護人の弁論自体が原則としてなかつたことを考え合わせると、タルジェにしてみれば実質的な国王弁護の活動だつたといえよう。

このパンフレットの概要は、憲法上、国王が不可侵であること、権力の分立の観点から議会在裁判する資格がないこと、たとえ議會で裁判がなされるにしても裁判は公正であるべきこと、共和制になつた現時点でも国王は生かしておくことが公益にかなうことである。ルイが国王であつたことのゆえに、有罪であるとする議員「サン・ジュスト」がいることは判決の前に意見を表明しており、裁判の自然にして永遠のルールに反するとタルジェは主張し、人民が国王を欲したことへの過ちを国王を処罰することで良しとするのか、と問う。また、フランスにもはや国王はいないにしても、万一、王政復活の考えが出てくるかもしれないから、そのときにルイがいることが王家の者たちの野心をくじくことになるだろう、とタルジェはいふ。⁽⁵¹⁾

一二日の時点ではまだトロンシエとの連絡はとれておらず、タルジェからの断りがあり、国民公会には、自発的な弁護の申し出の手紙が二通、議長のもとにとどいていた。そのひとり、百科全書の刊行を陰で支えたマルゼルブである。このとき七〇歳を越えていた元租税法院長で二度の大経験者はその書簡のなかで、「コンセイユ」が「閣議」と「弁護」の語義をもつことに引つ掛けて、かつてすべての人びとが熱望した閣議に二度呼ばれたわたしが、今や多くの人びとが危険とする弁護のつとめを以前の主君にたいし果たすべきだ、と述べるのである。⁶³

トロンシエの手紙は一日の夜に議会に届いた。かれはパリ郊外の田舎に引つ込んでいて、連絡がついたのが一日の午後、ただちにパリの自宅にもどり、弁護を引き受けるとの手紙を午後七時一五分に書いてある。そのなかで、かれは、個人的な好みと性格に照らせば、このデリケートでおそらく危険をともなう使命をことわることにはめらいはないが、人として他人の頭上に正義の剣があるときに助力を惜しむわけにはゆかない、人間愛がわたしに課した義務に身をささげる、としている。この手紙について、司法大臣が議会で報告するのは七時四五分だった。⁶⁴

トロンシエはこのとき六六歳。革命前はタルジェと同じくパリ・パルルマン法院弁護士で、王妃の首飾り事件でもローアン枢機卿側の弁護士をつとめ、全国三部会にも選出されている。なお、例年五月に弁護士会の会長が交代するが、八九年五月に新会長となったのがトロンシエであり、翌年の司法制度改革に連動して弁護士会も廃止されるから、最後のパリ・パルルマン法院弁護士会長ということにもなる。トロンシエは立憲議会において、この司法制度改革にたずさわって、封建制度廃止の委員会でも活動している。国王一家のヴァレンヌ逃亡事件のさいには国王を裁判にかけることに反対の演説を行なう。九一年、オルレアンに設立される国家高等法院の陪審員に選ばれ、国家高等法院が九二年九月に廃止されるまでつづけている。恐怖政治の時期には身を隠さざるをえなくなるが、総裁政府期には元老会議議員、ボナパルトが権力を掌握して以後は破棄裁判所長官、そしてポルタリスらとともに民法

典起草委員に任じられるなど、一八〇六年の死はパンテオン入りでかざられるのである。⁵⁵⁾

国王の弁護人は、タルジェが辞退したことにより、トロンシエとマルゼルブとなったわけだが、ふたりとも高齡であり、また刑事裁判の法廷で弁論した経験はなく、そしてなによりも検討すべき証拠資料が数多くあるにもかかわらず、一二月一五日に弁論期日を一二月二六日と決められたことにより、第三の弁護人としてド・セーズに依頼することになった。⁵⁷⁾

ド・セーズは一七四八年にボルドーで法律家の家系に生まれ、一九歳でボルドー弁護士会に入っている。同じボルドー・パルルマン法院の開明的な司法官デュパティとも交流があり、また一七七七年にはヴォルテールを訪問したりしている。一七八四年にはボルドーからパリに活躍の舞台を移し、最初の弁論はエルヴェシウスの娘の遺産をめぐる事件だったが、相手方弁護士に反論の余地もあたえないくらいの評判をとる。一七八七年には王妃マリリーアントワネットからの依頼も受けている。さらにかれの名声をたかめたのが、革命後の一七九〇年にパリのシャトレ裁判所で行なわれたブザンヴァルの事件であった。ブザンヴァル男爵はスイス人部隊の指揮官で、一七八九年七月にパリ市に部隊を展開した責任を「国民にたいする大逆罪」として問われていた。裁判の場は、まだ国家高等法院が正式に設けられていなかったため、パリのシャトレ裁判所で開かれたものである。このときの弁護人がド・セーズであり、ブザンヴァルの無罪が勝ち取られたのであった。国王裁判後のド・セーズは恐怖政治期に逮捕投獄されたものの、テルミドールのちに自由の身となり、王政復古期の一八一五年には破棄院長官になり、一八一六年にはアカデミー会員、一八二八年に亡くなったときの弔辞はシャトーブリアンが読み上げている。⁵⁸⁾

こうして、三名の弁護人が一二月二六日の被告人側弁論に向けて、文字どおり必死の努力がなされるのである。証拠書類についても、被告人側が否認すれば筆跡鑑定などがなされるはずだが、それも認められず、また証人の尋

問なども国王裁判の過程ではいっさいなされていらないから、一月二六日の弁論は被告人側にとってこの裁判に——裁判であるとしてはあるが——勝つための唯一の機会になっていたであろう。

四 ド・セーズの弁論

弁護人としてタンブル塔に勾留されている依頼人を訪ねたのはマルゼルブが初めて一月二二日、トロンシエはパリにもどった翌日の一月一四日、そしてド・セーズは一七日であった。三人は連日、タンブル塔でルイをまじえ、一月二六日の弁論に向けて準備活動を精力的に行なってゆく。弁護の基本方針についてはルイの意向が大きく左右することになった。たとえば、マルゼルブは国民公会の裁判権限を問題にすべきではないかと考えていたが、ルイは裁判を受けて立つとの意思をかためていた。また三人の弁護人のなかでは最年少になるド・セーズは徹夜つづきで弁論の草稿を書き、一月二五日にマルゼルブとトロンシエそしてルイの前で読み上げ、マルゼルブもトロンシエも涙を流さんばかりの感動的な仕上がりになっていたのであるが、ルイは同情を誘って命乞いするような部分は削除するように指示したのである。⁶⁹⁾

いよいよ一月二六日の当日、国民公会議長により静肅が命じられるなか、ルイが三人の弁護人、そしてパリ市長と国民衛兵司令官にともなわれて議場に入ってくる。時間は午前九時四六分。議長がルイに弁論開始を許可する。ルイは「わたしの弁護人が弁論を読み上げる」といって、着席し、マルゼルブとトロンシエも席に着き、そしてド・セーズがひとり、朗読してゆくのである (*Moniteur*, XIV, 841; *A.P.*, LV, pp. 616-617)。

ド・セーズは、十分な準備の時間があたえられないままにこの日をむかえていることを冒頭において述べたうえ

で、この弁論が国民の代表者たる議員を通して国民へ語りかけるものととらえ、もし裁判官だけを相手にするのであれば原理的な議論だけを述べればすむが、人民にも向けて論じているから、ルイに嫌疑がかけられている事実をすべて論じることにする、という⁶⁹⁾。

したがって、この弁論は大きくふたつの部分に分かたれている。すなわち、「憲法で宣言されている不可侵性にかんする諸原則」と「事実にかんする議論」とである。前者は量的に本弁論の四分の一程度を占めている。まず、この問題からみてゆくことにしよう。

ド・セーズたち弁護団は、一七九一年憲法における国王不可侵の規定を分析してゆく前に、国民が主権者であり、国民がどのような政体を選ぶかは国民の自由にゆだねられており、この権利は時効にかからぬものであることを認める。そのうえで、国民は一七八九年時点で君主政体を選んだのであり、君主政体であるからには必然的に元首は不可侵にならざるをえないとする。すなわち、国王が法律の執行者である国においては、妨害されないような力が必要になるといふことである (pp.68)。

一七九一年憲法は第三篇第二章第一節に「王位および国王について」の規定をおいている。その第一条は、王位が不可分であり、世襲的に王家の男系男子に委ねられることを定め、第二条で「国王の一身は不可侵にして神聖である」と規定している。この第二条の条文にはいかなる条件もついてはいないことにド・セーズは注意をうながす。そのうえで憲法上、国王でなくなることを規定した三つの条文を検討する (pp.8-12)。

まず同節第五条である。これは、国王が国民と法律とに忠実であり、憲法を維持するとの宣誓を行わなければい、または、そう宣誓したあと撤回をしたばあいに、国王は退位した (*avoir abdiqué la royauté*) ものとみなされるとの内容の条項である。宣誓を撤回することはおそらく国民にたいする犯罪だろうと、ド・セーズもいう。しかし、

そのばあいはどういう「刑 (pain)」が科されることになるのか。そこで憲法が規定しているのは国王の退位である。これは、通常の法的な意味での刑罰ではない。つまり、憲法は王位の剝奪 (dechéance) ということばも用いてはいないし、国王弾劾等の裁判所を設けているのでもない。

つぎの第六条は、宣誓の拒否や撤回よりも重大な「国民にたいする裏切り」が問題とされている。すなわち、国王が軍隊の指揮をとって、国民にたいして武力を行使するばあい、または国王の名の下に実施されるそのような企てに断固とした行動で反対しないケースである。しかし、ここでも国王にたいして宣告されるのは退位の推定である。

さいごに、第七条は、国外に出た国王が、立法院によりなされる帰国要請のあと、その帰国要請の宣言に定められる期間内にもどらないばあいを規定する。このばあいも国王には退位の推定が規定されるのみである。

こうして、第八条は、明示的な、または、法定の退位のあと、国王は市民の階級になり、そして退位後の行為にかんして市民として起訴され、かつ裁判されうると規定する。つまり、国王が市民の階級に入るのは、自発的に退位したか、あるいは退位推定の規定されている罪を犯したか、のあとであり、それ以前は憲法上、市民と絶対的に異なる特別な存在、それが国王なのである。しかも市民として起訴および裁判がなされうるのは退位以降の行為についてである (pp.12-13)。

以上の原理をこの国王裁判にあてはめてみる、とド・セーズはいう。ルイは国民の名において起訴されている。起訴事実たる犯罪は憲法に規定されているか、いないかのどちらかである。もし憲法に規定されていないのであれば、裁判はできない。なぜなら、そのとき、適用できる法律が存在しないからである。人のもっとも神聖な権利のひとつは、犯罪に先だって公布された法律にもとづいてしか裁かれないことである。もし憲法に規定されているの

であれば、上述のように、ルイに科されるのは退位のみである（p.14）。

国民は王政を廃止する権利をもち、フランスの政体を変更することもできた。しかし、ルイの運命を変更する、つまり、ルイが服した法律のみの適用を、権利としてルイには認めない、といえるのか。たしかに、あなたがた国民公会議員にならぶ力をもつ者は今日いないが、あなたがたがもたない力がひとつある。それは正しくなくてもよいという権能である（pp.15-16）。

ルイの起訴されている犯罪が憲法に規定されていなくても、自然法あるいは政治法の原理によって裁判できると結論するひとがいる。しかし国王といえども法律にもとづいてしか裁判されえないし、またルイの起訴されている犯罪が憲法に規定されていないというのは真実ではない。ルイは国民を裏切ったとして非難されている。これは先述の第六条第二項の「国王の名の下での国民への武力行使の企てに断固とした行動で反対しないばあい」であるが、これよりも重大な「国王が軍隊の指揮をとって、国民にたいして武力を行使するばあい」でさえも、国王にたいして科されるのは退位の推定である（pp.17-18）。

王政そのものが犯罪であるというひともある。それはひとつの篡奪だからだというのである。しかし、ここでは罪は王政を選びとった国民の側にあるだろう（pp.18-19）。ルイは憲法を侵害したのだから、憲法を援用できないとの議論もある。しかし、ルイは憲法を侵害してはいないし、また憲法を侵害していたとしても、憲法の規定は退位が推定されるだけである。敵としてルイは裁かれるべきだというひとがいる。しかしながら、これも憲法に規定されているわけだ。ルイに適用できる法律がないとしても、人民の意思がそれに代わるといわれる。しかしルソーは『社会契約論』のなかで、一般意思は「一般」であるから一個人や一事実について宣告することはできない、といているのではないか（pp.19-20）。このようにド・セーズは反論してゆくのである。

国民は王政廃止を宣言することはできても、しかしルイが王位を占めていたあいだの不可侵であったこと、これを取り消すことはできない。かくして、適用しうる法律がないところに判決はなく、判決がないのだから、有罪宣告もありえないのである。たとえルイから不可侵性をうばって、市民として裁くにしても、そのばあいは市民ならだれもがもつ権利たる裁判手続きが保障されるべきである。すなわち、それなしでは憲法も自由もありえない権力分立、安全と無実を保證するための起訴陪審と判決陪審との区別、憎しみや感情を遠ざけるための忌避の権利、判決をおだやかなものにするための有罪の票決の基準、良心にもとづく意見表明などである。だが、議員のあなたがたのうちに、裁判官をみいだそうとしても、訴追官しかみとめられない。ルイの運命を言い渡すあなたがたは、起訴したひとであり、すでに意見を表明しており、ヨーロッパ中に知れわたっている。ルイには市民としての権利も国王としての特権もないのである (pp.21-23)。

以上の原理原則の問題はこれで終わり、つきに起訴事実について弁護側はひとつひとつ反論している。この「事実にかんする議論」は第一部と第二部に分かれる。第一部は、一七九一年憲法の承認以前の事実が検討される。第二部は、基本的に憲法承認後の事実になるが、これはさらに二節に分かれ、第一節は「大臣たちの責めに帰される事実」、第二節は「ルイ個人の責めに帰される事実」である。本来、九一年九月に憲法を承認したことにより、国民とルイとのあいだに新たな誓約の關係が結ばれ、それまでのさまざまに非難されていることは水に流されたし、また憲法の下での立憲君主として国王は大臣なしにはなにもできないのだから、本来はこれらのことがらを弁護する必要もないわけだが、しかし、そこにおける非難を点検しただけでもいかに根拠が薄弱かがみてとれる、とド・セーズはいうのである (pp.32-33)。

第一部では、まず一七八九年六月二〇日に議會を解散させようとしたことが取りあげられる。弁護側は、それま

で一五〇年以上も開かれていなかった議會を召集したのがルイであることに注意を向ける。このほか、八九年七月のパリへの部隊の集結についても、ルイの意図はパリ市民を攻撃することではなかったこと、三色帽章の侮辱についてはルイの面前でなされたものではないこと、一〇月のヴェルサイユ行進の件も九〇年七月の連盟祭で国民との関係は修復されたことが述べられる。ミラボーやラファイエットなどを使って反革命をたきつけたとする問題については、まず証拠書類の収集手続きがルイの立ち会いもなしになされた点が指摘され、内容についてもルイが直接知ることはできなかったとか、本物かどうか疑わしいなどの反論が出される。九一年六月のヴァレンヌへの旅行についてはすでに立憲議會で説明したとおりであるとし、七月のシャン・ド・マルスの流血事件については、このときルイはヴァレンヌ事件のために宮殿内において国民の監視下におかれていたことがあげられている。世論操作や亡命貴族支持の中傷文書にお金を宮廷費から出していたことについては、ルイの関知するところではなく、たとえルイが文書を作成させていたとしても世論を墮落させるためではなく、また亡命貴族を支持するような意図はなかったのである。以上の非難は、憲法の承認により、すべて消え去ったと総括するのである（pp.23-22）。

第二部第一節は、大臣たち、ないし担当の公職者たちの責めに帰される事実が論じられている。ここでも、そもそもルイが反論する必要のないことがらであり、たとえ起訴事実がたしかなものだとしても、大臣たちが非難されることだが、実際にはあやふやな事実が提示されているとするのである。たとえば、一七九一年八月のピルニッツ宣言を議會に通知するのが遅れたことがあげられている。これについて弁護側は、ピルニッツの条約が秘密条約であって、外務担当部局でもその存在が疑問視されていて遅れたとしている。このほか、アルル地方での反革命の件、アヴィニョンのフランス統合の件、ニームなど地方での騒乱の件、海軍や陸軍、植民地などの問題がざっと論じられている（pp.34-40）。

第二部第二節において、いよいよ「ルイ個人の責めに帰される事実」が検討される。まず、パリでの連盟兵露営施設營のデクレや宣誓拒否僧侶追放のデクレの裁可を拒否したことが非難されている点については、憲法が国王に裁可の絶対的な自由をあたえており、ルイの判断が誤っていたにしても、その説明を求められることはなく、ましてや犯罪であると非難されることはないはずである、とド・セーズは述べる。この露営施設營のデクレにかんしては、ルイは混乱を避ける意図で裁可しなかったのであり、世論も閣議も意見は割れていた。また宣誓拒否僧侶の件については、だれも良心を強制されないはずであり、ルイの判断はまちがっていたかもしれないが、しかしこの誤りはむしろ有徳のものである。大臣にもルイと考えを同じくする者もいたのである (pp.4143)。

つぎに、議会が解散を命じた近衛兵にたいし、国王が給与を払いつづけていた点が非難されていた。しかし、解散を命じるデクレ自体が、新部隊の創設をルイに認めており、部分的に同じ近衛兵の採用も許しているのだから、給与を支払いつづけたことになら問題はなく、問題がないからこそ支払いが公然たる命令の下になされていたのである (pp.4445)。

さらに、ルイが亡命貴族に援助をあたえていたこと、王弟たちや外国の列強と通謀していたことが非難されている。しかし、ルイは亡命貴族にたいして強い反対の意を表明してきたし、また闘ってもいた。たとえば、一七九一年一月に亡命貴族による大砲や弾薬の買い付け拒否したフランクフルト市民にただちに札状を書き送っている。また、資金の援助については、援助を受けた亡命貴族がひとりも特定されてはいない。困窮状態にある甥たちにルイはお金を渡していたが、それは人としての自然の感情から出たことであり、犯罪とされるいわれはない。王弟たちにも、アルトワ伯に四〇万リーヴルが支払われたが、それは以前の借金の返済である。外国列強との通謀についても証拠とされているのはデュムーリエ等の手紙だけであり、信用はできない (pp.45-52)。

ルイは買収の手段によって、宮廷の負債や使用人の年金の清算にかんするデクレを議会で通過させようとしたことで起訴されている。しかし、議会の構成員のなかでひとりでも自分を売るような人間はおるまいし、またルイにどんな利益があるというのか、とド・セーズは問うのである（pp.53-56）。

コブレンツにいる近衛兵にもまだ、給料を支払いつづけた点でルイは起訴されている。たしかに支払いはずいつづいているが、しかし一括して司令部に送金されるのではなく、ひとりひとりに、しかも王国内に住居を有することの証明を求めたうえで支払われるようルイは命じているのである（pp.57-59）。

最後に、そしてもっとも重大な罪とされる八月一〇日の事件が検討される。ド・セーズは、この件ではルイを弁護する者としてではなく、フランス人民の一部をなす市民としてみてもらいたい、という。もしもルイにこの事件の責任があると考えているならば、ここで弁護はしていない、と断言するのである。そして国民公会の議員に向かって、公平かつ客観的であることを求めるのである。まず、九二年六月二〇日のパリ民衆のテュイルリー宮殿侵入後、ルイは事態の鎮静化につとめていた。そしてパリ市長に手紙を書いて宮殿への訪問を要請したが、議会にも懸念を伝えていたのだが、なにも宣言されなかった。八月に入るとルイの国王廃位を求める人民の声はさらにかまきり、八月九日までに議会が国王廃位を宣言しなければ、警鐘を合図に人民は蜂起すると通告された。八月九日、ルイは国民衛兵とスイス人衛兵による警備を強化し、パリ県とパリの役人に来てもらった。八月一〇日の朝、警鐘は鳴らされ、武器を手にした人民がテュイルリー宮に向かい、大砲も持ち出してきた。人民の請願を聞くために、代表団の選出を求めたが、それはなされず、群衆の数はふくれあがった。パリ県総代理官は議会への援助を求めたが、議会からの返答はなにもなく、ルイにたいし家族とともに議会に避難するようすすめたのである。以上が事実である。このどこにルイの犯罪があるであろうか。ルイの側に敵対的な意図があったといわれるが、その証拠

はどこにあるのか。ルイにあったのは防衛の準備であって、攻撃の、ではない。ルイがスイス人衛兵隊をもっていたことが非難されたが、法律には反していない。八月一〇日の朝にルイが閲兵したことについては、パリ市長も兵士の持ち場を訪ねて激励していた。ルイも憲法上の一機関として防衛の権利をもっていたのである。たとえばこの瞬間に、もし我を忘れた民衆が武器をもって議会になだれこんだら、どうされるのか。ルイは断じて攻撃してはいないのである。八月一〇日の蜂起は、その前から長いあいだ準備計画されていたことは周知の事実ではないか。だからこそ、この日の栄光が論じられてもいる。弁護人としてこの蜂起の理由や効果をいつているのではなく、ただルイが攻撃を仕掛けたということはありえないといっているのである (pp.60-66)。

このときだけに限らず、八九年一〇月六日のヴェルサイユでも、九一年六月のヴァレンヌでも、九二年六月二〇日のテュイルリー宮でも、ルイは一貫して流血を避けようとしてきたのである (p.69)。

二〇歳で王位に就いたルイは儉約家で公正で厳格であった。かれは常に人民の友であった。人民が重税の廃棄を願った。かれはそうした。人民が農奴制の廃止を求めた。かれは自分の領地から廃止をはじめた。人民は被告人の運命を軽減するために刑事法の改革を訴えた。かれはその改革をなした。人民は、多くのフランス人がわが国の慣行の厳しさのゆえに市民に属する権利までも奪われているが、その権利の回復を望んだ。かれは法律によって享受できるようにした。人民は自由を望んだ。ルイはそれをあたえた。かれは人民の面前にその犠牲として来ている。そして、にもかかわらず、この同じ人民の名において今日、求められているものとは……。市民諸君、わたしにいうことはできない。わたしは歴史の前で立ち止まる。歴史があなたがたの判決を裁くであろうこと、そしてそれは数世紀にわたるであろうことを思っていたきたい (pp.70-71)。

こうして、ド・セーズによる弁論の読み上げがおわり、ルイが最後に、自分の良心にやましいことはなにもない

こと、弁護人は真実のみを述べたこと、公開での審理を恐れはしないが、ただ人民の血を流させようとしたとの非難、とくに八月一〇日の事件に心が痛むことを発言した（p.71）。

五 票決の結果

最後に、議会での票決の結果をかんとんに確認することで本稿をおえることにしたい。ルイにたいする判決のための採決は一七九三年一月一五日からはじまった。まず、有罪か無罪かの問いからである。この第一回の指名点呼、すなわち、「ルイ・カペー、先のフランス国王は、自由にたいする陰謀および国家の安全にたいする侵害で、有罪であるか」との質問については、七四九名中欠席など三十一名および回答を拒否する旨の意見が二七名あつたのを除くこのこりの六九一名全員が有罪を表明している。

第一回の採決の結果、ルイは有罪とされたので、つぎの指名点呼にすむことになった。今度は、「ルイに下されることになる判決は、第一次集会に集合する人民の裁可に服されるべきか」との質問である。七四九名中欠席二八名と棄権一〇名で、賛成が二八六名、反対が四二五名で、いわゆる人民への上訴はしりぞけられた。

二回の採決を経て、いよいよ量刑の問題に移る。結果は、七四九名中欠席二三名、棄権五名、差し引き七二一名の投票者のうち、二名が鉄鎖懲役を求め、二八六名は拘禁または追放などを支持し、四六名は死刑だが執行を延期するものであり、ここまですが三三四名となる。このこりの三八七名は死刑を求めたが、このなかの二六名は後述のいわゆるマイユ条項つき死刑を支持している。

結局、投票者七二一名の過半数が死刑を求めたことになったわけである。しかし、これは圧倒的多数による決定

とはいえないものであった。そもそも今回はウイカノンかの単純な質問ではなく、どのような刑罰が科せられるか、を問うものである。したがって、ひとりひとりが意見を表明するかたちでの採決であることから、終了までの時間は一日を越え、すなわち、一月一六日の午後八時ごろにスタートした採決は徹夜でつづけられ、翌一七日の夜に終了している。

このときの最初の意見表明者がたまたまマイユであった。かれは死刑に投票するとし、ただ、死刑が多数を占めたばあいに死刑を延期することが公益にかなひしないかどうかの議論を求め、としたのである。この修正条項の直接的な支持は二六名にとどまっていたが、四回目の採決がこの問題をめぐっておこなわれることになった。

最後の問いは「ルイ・カペーへの判決の執行は延期されるべきか」である。この投票は、一月一八日が第三回目の採決結果の数え直しに費やされたため、一月一九日におこなわれた。欠席者は四七名、棄権が一二名、投票者は六九〇名となる。執行の延期を支持する者は三一〇名、反対する者は三八〇名で、処刑の延期もしりぞけられ、一七日の死刑の判決が確定した。

フランス革命期の国王裁判はこのようにして幕を閉じた。フランスの歴史のうえで暴君の暗殺や君主の殺害はルイ一六世以前にもあったわけだが、国王の裁判ははじめてのことであった。たしかにイングランドに目を向ければ、一七世紀のチャールズ一世の「前例」はあるにはあるが、それを「モデル」と呼べるほどの正当性が認められるかは疑問であったといえよう。すくなくともルイ一六世はこれを「裁判」として受けて立ったわけであり、国家元首を裁く裁判のあり方を考える意味でも、フランス革命期の国王裁判は貴重な素材になりうると考えられるのである。

註

- (1) Ron Christenson (ed.), *Political Trials in History: From Antiquity to the Present*, New Brunswick and London, 1991, p.505. ちなみに、一九世紀がドレフュス事件、二〇世紀はニュルンベルク裁判である。Ibid., pp.504-505.
- (2) 遅塚忠躬「フランス革命における国王処刑の意味」(遅塚忠躬・松本彰・立石博高編著『フランス革命とヨーロッパ近代』同文館、一九九六年、所収) 一一六ページ。
- (3) 遅塚忠躬『フランス革命 歴史における劇薬』岩波書店、一九九七年、一七四―一七五ページ。このほか、同氏には国王裁判・処刑の問題をその後の議員たちの運命から論じたつぎの論稿がある。遅塚忠躬「王政復古期の『国王弑逆者』」(専修大学人文科学研究所編『フランス革命とナポレオン』未來社、一九九八年、所収)。
- (4) 遅塚前掲書一七六ページ。および遅塚前掲論文「国王処刑の意味」一一六―一七七ページ、参照。
- (5) Judith N. Shklar, *Legalism: An Essay on Law, Morals and Politics*, Cambridge and London, 1964, p.149. J・N・シユクラ「リーガリズム——法と道徳・政治——」田中成明訳、岩波書店、一九八一年、二二四―二二五ページ。訳文については変更した箇所がある。以下、同じ。
- (6) 政治裁判の「政治」と「裁判」の二側面についてはひびきを参照した。Charles F. Abel & Frank H. Marsh, *In Defense of Political Trials*, Westport and London, 1994, p.41. ただし、この書物は、題名にもみられるように、マイナス・イメージだけで語られる政治裁判とは違うタイプの政治裁判に注意を向けようとするものである。
- (7) オズーフは、その「国王裁判」の項目において、国王裁判のテーマ 자체가、ミシユレを除き、それほど歴史家たちの興味をそそったわけではなく、それはたんなる形式上の問題と思われたのかもしれない、と述べている。フランソワ・フユレ／モナ・オズーフ『フランス革命事典1』河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳、みすず書房、一九九五年、一〇五―一〇六ページ。
- (8) 藤村信『美し国フランス』岩波書店、一九九五年、八一ページ。

- (9) *Réimpression de L'Ancien Moniteur*, t.14, Paris, 1854, p.720 ; *Archives parlementaires de 1787 à 1860, première série* (1787 à 1799), t.55, p.7. 以下、前者の文献からの引用は本文中で *Moniteur* と略記して、巻号をローマ数字、ページ数をアラビア数字で表記し、後者にいづれも A.P. と略記して同様の表記をする。
- (10) Décret concernant la police de sûreté, la justice criminelle et l'établissement des jurés, dans J.-B. Duvergier (éd.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'Etat*, t.3, Paris, 1824, p.338. 邦訳「大革命期フランスの刑事訴訟立法(その一)」、治安警察、刑事司法および陪審員の設置に関するデクレ(一七九一年九月一六―二九日)「沢登佳人訳『法政理論』第一七巻第一・二号、一九八四年、二三七ページ。なお、この訳の底本は Sirey, *Lois et arrêtés, Lois annotées 1789 à 1830* によるものなのである。
- (11) さしあたり、石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、一九九九年、一九一ページ、参照。
- (12) François Furet, *Penser la Révolution française*, Collection Folio/Histoire, Paris, 1986, p.123. フランソワ・フェレ『フランス革命を考える』大津真作訳、岩波書店、一九八九年、一四一ページ。
- (13) David P. Jordan, *The King's Trial: Louis XVI vs. the French Revolution*, Berkeley, Los Angeles and London, 1979, pp.46-47. サイモン・シャーマ『フランス革命の主役たち 下』榎木泰訳、中央公論社、一九九四年、一一二ページ。
- (14) 河野健二編『資料 フランス革命』岩波書店、一九八九年、三〇五ページ。
- (15) 渥塚前掲論文「国王処刑の意味」一一六ページ。
- (16) シャーマ前掲訳書、一一一ページ。
- (17) 国王が勾留されていたタンブル塔の部屋には人権宣言が大きな字で掲示してあったという。クレリーほか著「ルイ十六世幽囚記」吉田春美訳、福武書店、一九八九年、六九ページ。
- (18) 国王裁判の最終判決文を再度、第一条から訳しておけば、つぎのとおりである。

「ルイ・カペー、最後のフランス人の国王にかんする、フランス共和国第二年、一七九三年一月一五、一七、一九、および二〇日の、国民公会のデクレ

第一条

国民公会はルイ・カペー、最後のフランス国王を、国民の自由にたいする陰謀および国家の全般的安全にたいする侵害で、有罪と宣言する。

第二条

国民公会はルイ・カペーが死刑に服することを命ずる。

第三条

国民公会は、ルイ・カペーの弁護団により、国民公会が彼にたいして下した判決を国民に訴えることを求めて、法廷に提起された申立行為を無効と宣言する。だれであろうと同様のことをなすのを禁ずる。もしなせば、共和国の全般的安全にたいする侵害の罪で起訴され、処罰される。

第四条

臨時執行委員会は本デクレをその日のうちに、ルイ・カペーに通告し、そして通告から二四時間以内の処刑を確かなものとするために必要な警察上および治安上の措置を講じ、そして処刑されたあとたちに国民公会にすべて報告するものとする。」「*Décret de la Convention Nationale, des 15, 17, 19, & 20 Janvier 1793, l'an second de la République Française, Relatif à Louis Capet, dernier Roi des Français.* この資料は、この時期の臨時執行委員会がすべての行政庁および裁判所に本法令の記録、読み上げ、公布、掲示を命じて全県に送付されたもののひとつをオート・ロワール県で印刷発行したものである。

(19) *Décret en forme d'instruction pour la procédure criminelle* (29 sep.=21 oct. 1791), dans J.-B. Duvergier (éd.), *op.cit.*, t.3, pp.514-515. ちなみに、一七九三年一〇月に革命裁判所で裁かれたマリー・アントワネットの場合は、この注のデクレのとおり、一七九一年

刑法典の条文がふたつ引かれてきている。すなわち各則部分の第一章「国家にたいする重罪および加害」のなかから第一節「国家の対外的安全にたいする重罪」の第四条「フランス帝国の属領へのフランスの敵の侵入を容易にしようとし、あるいはフランスに属する都市、要塞、港湾、艦船、軍需品倉庫または武器庫を敵に渡そうとし、あるいは敵に兵員、金銭、食料または弾薬を提供しようとし、あるいはなんらかのやり方で、わが陸軍または海軍にたいして、敵の軍隊のフランス領土への前進に手を貸そうとし、あるいはフランス国 (nation) にたいする公務員、兵士および市民の忠誠心を揺るがそうとするあらゆる策動行為、あらゆるフランスの敵との内通行為は、死刑に処する」、そして同じく第一章から第二節「国家の対内的安全にたいする重罪」第二条「市民を、互いに、または正当な権威の行使にたいし、武装させて、国家を内戦により混乱に陥れようとするあらゆる陰謀密議は、死刑に処する」である。Gerard Walter (ed.), *Le procès de Marie-Antoinette*, Bruxelles, 1993, pp.96-97. なおこの文献ではふたつの参照条文のうち前者が第四条ではなく第一条、後者が第二節ではなく第一節となっているが、一七九一年刑法典の原文により訂正した。J. B. Duvergiat (ed.), *op.cit.*, t.3, pp.407-408. 邦訳「フランス一七九一年刑法典」内田博文・中村義孝共訳、『立命館法学』第九六号、一九七二年、一八八ページ。

(20) 東京大学社会科学研究所『一七九一年憲法の資料的研究』東京大学社会科学研究所、一九七二年、七二ページ。

(21) 死刑でない条項の内容は、防衛施設等の地図を敵に渡した官吏を二〇年の独房禁錮にするというものである。

(22) アメリカ合衆国憲法の条文等、この問題につき、参照した邦語文献は、エドワード・S・コウイン／京都大学憲法研究会編『アメリカ合衆国憲法』村上義弘ほか共訳、有信堂、一九六〇年、一五―二〇ページ、T・I・エマソン／木下毅『現代アメリカ憲法』東京大学出版会、一九七八年、viii-xxvii、四六一―五〇ページ、樋口陽一／吉田善明編『解説 世界憲法集』三省堂、一九八八年、四一―五五ページ、寺尾美子「大統領弾劾」『法学教室』第二一九号、一九九八年、二―三三ページである。以下、アメリカ合衆国憲法の条文については文章中に示し、ひとつひとつ注記することはしない。

(23) アメリカの弾劾制度の源流は、一四世紀のイングランドまでさかのぼりうるが、そこでは当然ながら、君主は免除されてい

- るとみなされている。イングランドでも弾劾するか否かの決定の大陪審の役割を下院が担い、弾劾が通れば、上院が有罪か無罪かの審理をなし、もし有罪となれば、上院は免職のほかに死刑をふくむ刑罰も宣告できた。この点はイングランドの上院が主要な国王裁判官を擁していたことによる」とされている。Richard A. Posner, *An Affair of State: The Investigation, Impeachment, and Trial of President Clinton*, Cambridge and London, 1999, p.96.
- (24) Jean-Marie Carbasse, *Faut-il juger le roi? dans Claude Goyard (éd.), Le Bicentenaire du procès du roi*, Paris, 1993, p.39.
- (25) 革命初期の段階で議會を一院制とするか、二院制とするかの議論があったことについては、さしあたり、ベイカーの「憲法」の項目を参照。フュレ／オズーフ『フランス革命事典1』七〇三ページ以下。
- (26) もちろん、弾劾裁判と陪審裁判とはちがうわけだが、どちらも職業裁判官によらない裁判制度である点では共通している。なお、アメリカ合衆国憲法第三条第二節第三項にある「弾劾の場合を除き、すべての犯罪の審理は、陪審によって行なわれなければならない」との文言も参照。
- (27) この裁判手続きの新旧混合については、藤村前掲書二二五ページで紹介されているロンバル弁護士著作が重要である。Paul Lombard, *Le procès du roi*, Paris, 1993.
- (28) ただし、国王裁判では王族のひとりフィリップ・エガリテ（エガリテはこの時期にまさに革命的に改名した名前であり、元オルレアン公爵のことである）がモンターニュ派の一員として死刑に投票している。忌避する側は逆転するが、たとえばアメリカ大統領の弾劾裁判で、もし上院議員に大統領の親族がいたら、どうなるのであろうか。
- (29) なお、アンシアン・レジームの判決理由の問題については以下も参照。Arlette Lebigre, «Pour les cas résultant du procès» Le problème de la motivation des arrêts, *Histoire de la Justice*, no.7, 1994, pp.23-37.
- (30) ついで、同第二項は連邦議會が「反逆罪の刑罰を宣言する権限を有する」ともしている。
- (31) J.-B. Duvergier (éd.), *op.cit.*, t.2, pp.436-437. これは前掲「一七九一年憲法の資料的研究」一八四―一八七ページに訳出されて

529。

- (32) Raymond Lindon et Daniel Amson, *La Haute Cour 1789-1987*, Paris, 1987, p.17.
- (33) Edmond Seligman, *La justice en France pendant la Révolution (1791-1793)*, t.2, Paris, 1913, p.3.
- (34) R. Lindon et D. Amson, *op.cit.*, p.17.
- (35) J.-B. Duvergier (éd.), *op.cit.*, t.2, pp.289-290.
- (36) 石井前掲書二五〇ページ、参照。
- (37) J.-B. Duvergier (éd.), *op.cit.*, t.1, p.63.
- (38) Samuel F. Scott and Barry Rothaus (ed.), *Historical Dictionary of the French Revolution, 1789-1799*, Westport, 1985, p.94.
- (39) R. Lindon et D. Amson, *op.cit.*, pp.15-20.
- (40) マイユ報告については、すでに遅塚前掲論文「国王処刑の意味」一〇六一―一〇六二ページが前国王の裁判可能性の論点に重点をおいた紹介をしていることもあり、以下では重複をなるべく避けて、すこし違う観点での読み方を提示したい。
- (41) Jacques-Philippe Giboury, *Dictionnaire des régicides 1793*, Paris, 1989, p.413; P. Lombard, *op.cit.*, p.60.
- (42) 以上のモリソン、サン＝ジュスト、ロベスピエールの演説については、遅塚前掲論文「国王処刑の意味」一〇一―一〇二ページ以下も参照。
- (43) D. P. Jordan, *op.cit.*, p.75.
- (44) なお、起訴状にある罪状の証拠書類がルイに提示され、また、ルイの手になる書簡や文書について認めるかどうかの質問がつづくが、ルイが認めたのは近衛隊への年金の支払いにかんするものなど数点にとどまり、あとの三〇あまりの質問には否定の返事を連ねている。
- (45) ガランはオルレアンの国家高等法院の検事長をつとめた経験から人民裁判の問題を感じていた。P. Lombard, *op.cit.*, p.136.

- (46) *Décrets de la Convention Nationale, des 9, 10, 11, 12, 13, 14 & 15 Décembre 1792, l'an premier de la République Française, Relatif aux Procès et Jugement de Louis Capet*, Puy, 1793, pp.12-13.
- (47) Michael P. Fitzsimmons, *The Parisian Order of Barristers and the French Revolution*, Cambridge and London, 1987, p.20.
- (48) 石井前掲書一七五ページ。
- (49) Albert Soboul (éd.), *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris, 1989, p.1017; Jean-Marc Varet, *La terreur judiciaire : la Révolution contre les droits de l'homme*, Paris, 1993, pp.99-100. 後者のサマローは、バボン裁判でバボンの弁護人をつとめた現役の弁護士である。
- (50) Joseph Hudault, *Guy Jean-Baptiste Target et la défense du statut personnel à la fin de l'Ancien Régime*, Thèse pour le doctorat en droit, 1970, p.108.
- (51) やしあたり、石井前掲書、一七四ページ参照。
- (52) J. Hudault, *op.cit.*, pp.108-114. 著者ウードは、このなかで、タルジエが国王の弁護を辞退したのは、タルジエ自身がマラーたちから批判されていたから、依頼人ルイの弁護の障害になりかねないとタルジエが判断したからだ、としている。
- (53) 木崎喜代治『マルゼルブ——フランス一八世紀の一貴族の肖像』岩波書店、一九八六年、三三三-三六ページ。もうひとりとはトロワの弁護士で警察代官のスルタである。P. Lombard, *op.cit.*, pp.147-148.
- (54) P. Lombard, *op.cit.*, p.150.
- (55) A. Soboul (éd.), *op.cit.*, p.1053; Bernard Fau, François-Denis Tronchet : premier Président du Tribunal de Cassation, dans *Bicentenaire de la Cour de Cassation*, Paris, 1991, pp.44-61; Id., Tronchet : Avocat de Louis XVI, dans *Le Bicentenaire du procès du roi*, p.176.
- (56) この時期、自発的な国王弁護人の申し出、国王を弁護するパンフレットの出版、さらには死刑判決のばあいには身代わりになるという者も出てくる。P. Lombard, *op.cit.*, pp.159-177. とくに国王の弁護を申し出た人物のなかには「女性および女性市民

の権利宣言」を書いたことで知られるオランブ・ド・グーリュがいた。オリヴィエ・ブラン『女の人権宣言——フランス革命とオランブ・ドゥ・グーリュの生涯』辻村みよ子訳、岩波書店、一九九五年、一八一—一八六ページ。

- (57) B. Fau, Tronchet : Avocat de Louis XVI, pp. 180-181. トロンシエとマルセルブが国民公会議長宛にこの件での許可を求めた二月一六日付の手紙では、検討すべき四〇以上の訴因と分類されないまま渡された一五八の証拠書類があることがわかる。P. Lombard, *op. cit.*, pp. 157-159.

- (58) Sylvestre Tandreau de Marsac, Ennemi de la Révolution, de Seze?, dans *Le Bicentenaire du procès du roi*, pp. 191-194 ; P. Lombard, *op. cit.*, pp. 194-197.

- (59) D. P. Jordan, *op. cit.*, pp. 127-128 ; P. Lombard, *op. cit.*, pp. 211-212.

- (60) Raymond de Sèze, Défense de Louis, prononcée à la Barre de la Convention Nationale, Le mercredi 26 décembre 1792, l'an premier de la République, dans A. J. du Gour (éd.), *Collection des meilleurs ouvrages qui ont été publiés pour la défense de Louis XVI, Roi des Français*, t.2, Paris, 1793, pp. 1-4. 以下では、本書からの引用は文中で示す。

- (61) 以下の四回の採決結果については、基本的に、遅塚前掲論文「国王処刑の意味」一二四—一三三ページによるが、第三回目の採決結果の細部は同「王政復古期の『国王弑逆者』」二二二ページをふまえている。なお、河野編『資料 フランス革命』三一九—三二二ページ²⁴⁶、Albert Soboul (éd.), *Le procès de Louis XVI*, Paris, 1966, pp. 208-224 を参照。

- (62) Thérèse Rouchette, *Le dernier des régicides : Antoine-Claire Thibaudreau (1765-1854)*, Paris, 2000, pp. 125-127.

- (63) Alexis Philonenko, *La mort de Louis XVI*, Paris, 2000, p. 251.

【追記】 本稿については校正段階で、第一一五回関西フランス史研究会（二〇〇一年一月二七日、京大会館）において「フランス革命期国王裁判の法的側面」と題し、報告する機会をもつことができた。その際、遅塚忠躬先生よりいただいたご質問のうち

ち、ひとつだけここで触れておくことをお許しいただきたい。

それは、国王裁判の法的ポイントはやはりイリーガルということになるのではないか、という点である。すなわち、純粹に法理論上の問題として考えれば、モリソンのいうように裁判そのものが不可能といわざるをえないのではないか、つまり、一七九一年憲法には国王の不可侵性が規定されており、この不可侵性は憲法下での君主の無答責をいうのであり、国王が退位したときには不可侵ではなくなるのだが、同憲法において退位にかなするみなし規定は第三篇第二章第一節の三つの条文だけであり、かつ裁判にかけられるのは国王が退位したあとの市民の身分になってからであることが、すぐあとの条項で規定されている。したがって、すくなくとも一七九二年八月一〇日までのルイは国王として不可侵であったのであり、八月一〇日以後に市民の身分になったにしても、それ以後の行為についてならともかく、それ以前の行為が遡及的に裁判にかけられることはないはずなのである。

この点を選塚先生はニュルンベルク裁判や東京裁判にも連なる問題として提起されたわけだが、ここでは国王裁判の前提問題に限定してかんたんに検討することにした。いま一七九二年一月三日のモリソンの演説が裁判不可能の主張であったにもかかわらず、結論としてはルイの永久国外追放になっていたことは別においておくとして、モリソンの議論は一七九一年憲法体系の枠内で国王裁判がありえないことをいったのであり、もはや国民公会での国王裁判がこの枠内におさまらないことはそのとおりである。一七九一年憲法では立法議會は原則として二年の会期で、九二年八月の時点での議會の任期は一七九三年四月末日までだったのであり、憲法改正も九一年憲法の改正規定にしたがうわけではない。イリーガルか否か、ではなく、国王裁判が可能か否かの答えを求めるためにマイユ報告が国民主権の概念をもってこなければならなかったことを思い出しておこう。

しかし、国王裁判が新しい議會によって可能であるとして、遡及的な訴追・処罰が認められるのか否かという問題については、「法律なければ犯罪なく、刑罰なし」との形式的な定式で理解されるような罪刑法定主義の理念を——形式的であることの重要性を軽視するものではないのは当然であるとして——ストレートに適用できるのかどうかの検討が必要になってこよう。そもそも

も国王不可侵規定が無条件に定められていることは、国王が悪をなすことはないとの想定を前提にしているのであるから、ここでは罪刑法定主義の適用はできないのではないかと考えられる。

もちろん、技巧的な解釈を駆使して、たとえば国王退位のみなし規定について、国王が即位に際して行なう「国民および法律に忠実であり、(中略)憲法を維持」するといった内容の宣誓を撤回したとの判定を「実質的に」行ない、宣誓撤回の判定をした「その瞬間に」退位となつて、それ以降はただちに市民の身分になつていたと解する可能性もあるのかもしれないが、本稿ではむしろ合法性が正当性とイコールで結ばれないことを認めたくうえで、どのような議論が展開されてゆくのか、つまりそれでも法的な議論がつづけられることの意味を考えてみたいと思つたのである。

結局、国王裁判がイリーガルであつたとしても、そのことはどのような観点からなのか、またその射程はどこまでなのかをおさえておく必要がある、「イリーガル」とみえる性格にもかかわらず、正義の実現をめざす裁判があるのであつて、法制史の観点からは、たんにイリーガルとして「政治」の領域に位置づけるだけですすのではなく、程度の問題として法的な側面に照明をあてるのが政治裁判一般の研究にも実り多く、今度は逆に通常の裁判のもつ政治性も明らかにするのではないかと考える次第である。

末尾ながら、今回、報告の機会をあたえていただいた谷川稔先生、さまざまな質問とご意見をくださった遅塚先生をはじめご出席の先生方にあらためて御礼申しあげたい。